

第 1 保健福祉課の業務

第1-2 児童家庭支援チームの業務

1 母子保健

母子保健は生涯にわたる健康づくりの基盤となるものであり、丈夫な子どもを生ま育てるための支援をはじめ、母子保健各期における望ましい生活習慣の推進や、疾病の早期発見などが重要な課題となっています。

県は、未熟児や低体重児への訪問指導、身体障がい児や小児慢性特定疾患対象児等、長期にわたる療養を必要とする児に対する療育指導等を行うとともに、特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するための医療費一部助成事業や、不妊治療等の悩みに関する総合相談を実施しています。

また、市町村が行う基本的母子保健サービスが円滑に推進できるよう、市町村事業の実態に応じた支援を行います。

(1) のびゆく子ども支援事業

身体に障がいのある児童、長期にわたる療養を必要とする児童、未熟児及びその保護者を対象として、相談事業や交流会等を実施しています。

ア 身体障がい児療育相談

実施回数	内 容	参加者数
4 回	「障がいを持つお子さんの保護者の交流会」 対象：身体障がい児をもつ保護者 内容：保護者間の交流及び情報交換	実 13 延 25
3 回	「口唇口蓋裂のお子さんを持つ保護者の交流会」 第1回 交流及び口唇口蓋裂のお子さんを持つ保護者のアンケート結果報告等 第2回 講話「口唇口蓋裂時お言葉の発達と言語訓練」 講師 福島県総合療育センター 言語聴覚士 佐場野優一氏 第3回 ビデオ鑑賞会及び交流	実 17 延 27
3 回	「療育相談会」 身体に障がいを持つ保護者を対象に管内3方部で相談会を行った。 1 講話「福祉サービスの御案内」 2 相談交流会	実 22 延 22

イ 長期療養児相談

実施回数	内 容	参加者数
1回	「1型糖尿病家族の交流会」 1 講話「親として苦労したこと、工夫したこと、みんなに話したいこと」 講師 たんぽぽの会（1型糖尿病家族の会） 2 交流会	実 2 延 2
1回	「長期療養児及び障がい児の家族のための相談会」 1 講話「親に出来ること、出来ないことを考える」 講師 総合南東北病院 医師 中澤 誠氏 2 交流会	実 30 延 30

ウ 訪問指導（延べ件数）

妊婦	産婦	未熟児	乳幼児				思春期	育児不安	その他	計
			長期療養児	身体障がい児	虐待・疑い	その他				
0	51	53	2	2	1	11	0	0	0	120

(2) 思春期相談事業

思春期の性の健康問題に適切に対応できる個別相談体制を充実させ、性に関する相談や正しい知識・情報を得やすい体制を強化して子どもたちの健全な育成を図るため、専用電話による相談窓口を設置し、電話等による専門相談を実施しています。

内 容	実施状況
思春期相談ほっとライン（メール相談）	相談延件数 2件
思春期相談ほっとライン（電話相談）	相談延件数 6件
思春期相談（面接相談）	相談延件数 0件

(3) 若者の性の健康圏域連携会議

県中地域の関係機関が取り組む思春期保健対策について情報交換するとともに、地域の思春期の性の健康問題を分析、協議し、関係機関間の連携・協力体制を強化するため会議を開催します。

開催回数	議 題	出席者
2回	1 管内保健・教育関係機関の事業実施状況と今年度の計画 2 県中圏域版思春期相談マップの作成 3 保健指導媒体（リーフレット）の作成	管内市町村（母子保健担当、教育委員会） 県中教育事務所

(4) 子どもの発達「気づきと支援」推進事業

（発達障がい地域支援体制強化事業の一部）

発達障がいを早期に発見し、適切な支援が講じられるようにするため、乳幼児健診や保育所・幼稚園等で活用できるスクリーニング方法と発見後の発達支援の検討し、

乳幼児から就学に向けた一貫した支援体制を整備するため検討会を開催します。

ア 発達障がい児気づきと支援体制整備方部別検討会

開催回数	議 題	出席者
1回	1 発達障がい児地域体制強化事業の実施状況 2 県中圏域における相談支援体制の現状と課題	管内市町村 (母子保健担当)

(5) 不妊総合相談事業

ア 不妊総合相談

不妊の悩みに対しての相談・助言・支援や不妊に関する情報提供を行うための相談窓口を設置しています。

電話相談件数	来所相談件数
21	65

イ 特定不妊治療費助成事業

不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精について、不妊治療費に要する費用の一部を助成しています。

申請件数	承認件数
実43・延65	65

(6) 医療援護事業

ア 育成医療給付

身体に障がいをもつ児童または疾患を放置することで障がいを残すと認められる児童で、手術等の治療により確実な治療効果が期待できる場合に、公費による医療給付が行われます。

肢体不自由	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語咀嚼障がい	心臓機能障がい	腎臓機能障がい	小腸機能障がい	肝臓機能障がい	その他の内臓障がい	免疫機能障がい	補装具(再掲)	計
6	3	1	19	9	4	2	8			(1)	52

イ 養育医療給付事業

医療機関に入院を必要とする未熟児に対して養育のための医療給付が行われます。

< 出生時体重別認定数 >

1,000g以下	1,001g～1,500g以下	1,501g～2,000g以下	2,001g～2,500g以下	2,501g以上	計
3	7	17	7	11	45

< 低出生体重児の状況 >

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
県中管内出生数	1,896	1,794	1,764	1,656	1,738
(うち低出生体重児数)	(163)	(144)	(152)	(170)	(167)
低出生体重児の割合%	8.6	8.8	8.6	10.3	9.6

(7) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性疾患のうち治療法が確立していない特定の疾患の治療研究を推進し、治療法を確立するための医学的知見の発見を促進するとともに、その医療の確保と普及を図り、併せて家族の医療費の負担を軽減して、児童の健全な育成を図ることを目的として医療給付を行います。

また、児童の病状を正しく理解し適切に対応してもらうことを目的に、「福島県小児慢性特定疾患児手帳（ひまわり手帳）」を交付しています。

ア 小児慢性特定疾患治療研究事業認定状況(認定件数) (各年6月現在)

年度	悪性 新生物	慢性 腎 疾患	喘息	慢性 心 疾患	内分 泌 疾患	膠原 病	糖尿 病	先天性 代謝 異常	血友病 等血液 疾患	神 経 筋 疾患	慢性消 化器系 疾患	計
19	36	17	0	35	51	6	24	13	18	8	7	215
20	33	22	1	38	49	7	31	9	17	8	7	222
21	35	21	1	34	45	7	27	11	19	9	5	214

イ 小児慢性特定疾患手帳（ひまわり手帳） 交付数 16件

(8) 代謝異常検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等の早期発見・早期治療のため行われる新生児の血液によるマススクリーニング検査の結果、要精密検査となった児について、受診勧奨及び保健指導を行います。

要精密検査数	疾患内訳・件数	精密検査結果
1件	ガラクトース血症疑い 1件	要治療 1件

(9) 市町村母子保健体制強化事業

市町村の母子保健事業において、乳幼児の発育発達の遅れや虐待の恐れのある親子など要支援親子を早期に把握し、適切な支援を行うことができる体制を整備するための支援を行います。

ア 心理相談会

育児不安や悩みをもつ養育者に対し心理相談を行うと共に、相談会を通し市町村保健師へ個別対応等の技術支援を行った。

実施回数	内 容	参加者数
4回	1 対象 市町村が虐待の視点で支援中の事例 2 内容 アセスメント（チェックシート・アンケート） 市町村、保福担当者事前打ち合わせ 心理士による相談 事例の支援方針協議	相談者 実5 延7 市町村保健師 実4 延5

イ 母子保健推進連絡会議

県中地域における広域的な母子保健施策を推進するための体制整備や、母子保健分野の広域的な計画策定の検討等、母子保健事業を効果的に推進することを目的に会議を開催します。

開催月日	議 題	出席者
第1回 平成21年4月20日	1 平成21年度県中保健福祉事務所の母子保健事業について 新規事業説明、年間計画等 2 情報交換 市町村母子保健事業の実施状況	市町村保健師 保健福祉事務所
第2回 平成22年2月25日	1 「子どもの発達『気づきと支援』推進事業」について 2 市町村母子保健体制の課題について グループ討議、情報交換	市町村保健師 保健福祉事務所

ウ 市町村母子保健事業ブラッシュアップ支援事業（予算措置のない創意事業）

市町村が実施する母子保健事業に対して、保健福祉事務所が一定期間継続的な技術支援等を行うことにより、事業評価の客観性を高め、より効果的な市町村事業が実施できるよう支援します。

市町村名	実施内容	支援結果
浅川町	1 目的：1歳6か月児健診、3歳児健診について、 疾病や虐待を早期発見でき、育児支援の視 点を取り入れた健診体制の改善 2 方法：保健福祉事務所保健師が対象事業に参加 支援回数 1.6健診 3回 3歳児健診 4回 その他随時 3 内容： 事業評価、課題抽出、改善計画 事業実施 具体的な改善、評価	健やか親子支援 ガイドライン事業評 価チェックリストの上 位改善

2 児童の福祉

すべての児童が、心身ともに健やかに生まれ、育てられるという児童福祉の理念に基づき、そのための望ましい環境づくりに向けて、各種の施策を推進しています。

近年、女性の社会進出や就労形態の多様化が進む中で、育児と就労の両立支援が求められていることから、特別保育事業などの実施により柔軟で弾力的な保育所運営を促進するとともに、児童健全育成事業の充実に努めています。

また、要保護児童対策の強化については、市町村をはじめとする関係機関との連携強化を図っています。

(1) 児童の健全育成の推進

遊びを通して児童の健全育成を図ることを目的とし、そのための活動拠点としての児童厚生施設（児童館）の運営の円滑化を図るとともに、昼間保護者のいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、児童クラブ等の育成と活動の充実に推進しています。

(2) 保育対策の推進

ア 多様な保育需要に対応するため、延長保育の促進を図り、男女がともに育児と就労の両立ができるよう支援しています。

また、子育ての経済的負担を軽減し、仕事と子育ての両立を容易にするため、多子世帯に対して保育料の一部助成を行っています。

イ 地域保育施設に対する立入調査による指導により保育児童の安全・安心の確保を図るとともに、入所している児童の健康診断費、教材等購入費及び低年齢児受入施設の運営に要する経費の一部を助成し、入所児童の処遇の向上を図っています。

保育所設置状況

(平成22年4月1日現在)

市町村名	施設数 (箇所)	定員 (人)	入所児童数 (人)	定員充足率 (%)	特別保育事業等 実施状況(H21)		
					延長 保育	一時 預かり	子育て 支援
須賀川市	14	914	896	98.0			
田村市	6	440	363	82.5			
鏡石町	2	235	197	83.8			
天栄村	1	60	30	50.0			
石川町	3	255	263	103.1			
玉川村	1	80	62	77.5			
平田村	2	150	144	96.0			
浅川町	1	80	78	97.5			
古殿町	1	110	84	76.4			
三春町	2	200	175	87.5			
小野町	3	225	142	63.1			
計	36	2,749	2,434	88.5	5	4	11

(3) 児童手当制度の適正な運営

児童手当に関する広報に努めるとともに、市町村指導監査の実施により適正な支給事務の推進を図っています。

3 ひとり親家庭等の福祉

(1) 相談指導体制の充実

複雑多様化する相談需要に対応するため、関係機関との連携のもとに母子自立支援員等の相談活動を強化し、相談指導体制の充実を図っています。

ひとり親家庭数等の状況

(平成21年6月1日現在)

区分	母子 家庭数	父子 家庭数	養育者 家庭数	寡婦数	ひとり親家庭医療費受給資格登録世帯数		
					母子	父子	父母のいない
管内計	1,913	326	37	1,519	1,780	153	27

母子相談員の相談指導状況 (平成21年度)

生活一般					児童					生活援護					その他			
住	医	家	就	結	養	教	非	就	そ	母	寡	公	児	生	税	そ	母	母
宅	療	庭	労	婚	育	育	行	職	他	子	婦	的	童	活	他	子	子	
		紛	争	他	他	他	他	他	他	福	福	年	扶	保		世	生	
		争								資	資	金	養	護		帯	活	
										金	金		手			公	支	
													当			営	援	
																住	施	
																宅	設	
2	4	5	8	0	10	0	0	0	5	687	15	1	2	3	1	3	0	0

(2) 母子・寡婦福祉資金の貸付

経済的、社会的に困難な状況にある母子家庭や寡婦の福祉の向上と自立支援を図るため、経済的な生活基盤援助として母子・寡婦福祉資金の貸付を行っています。

母子・寡婦福祉資金貸付状況【新規分】

(上段：件数(単位：件) 下段：貸付金額(単位：千円))

年度	事業 開始 資金	事業 継続 資金	修学 資金	就学 支度 資金	修業 資金	就職 支度 資金	技能 習得 資金	生活 資金	住宅 資金	転宅 資金	医療 資金	児童 扶養 資金	計
15		1	13	9	3			2		2			30
		640	5,097	1,998	1,256			399		426			9,816
16		1	18	14	3		2	5		1	1		45
		602	9,424	3,811	1,585		720	2,567		260	300		19,269
17			13	8	3			1			1		26
			6,816	2,810	725			200			150		10,701
18		1	21	11	1	1	1	2					38
		1,000	9,614	3,306	300	100	302	309					14,931
19			10	14	1	2		2		3			32
			4,893	4,945	300	580		309		387			11,414
20			19	19				5		1			44
			8,621	5,987				832		192			15,632
21			18	11	2	1		2					34
			9,486	3,821	900	320		1,115					15,642

4 女性の福祉

日常生活を営むうえで、何らかの問題を有する女性について、関係機関との連携のもとに相談指導業務を行っています。

また、離婚問題やドメスティック・バイオレンス(夫等からの暴力)など深刻な問題を抱える女性が多いことから、女性相談による相談活動とともに、管内各警察署及び福島県女性のための相談支援センターとの連携による相談・保護などの援助活動を行っています。

女性相談員の相談指導状況 (平成21年度)

本人の問題					家庭の問題				その他			計
生活 困窮 借金 サラ金	妊 娠 出 産	男 女 問 題	住 居 問 題	そ 他 未 婚 の 母 等	夫 等 の 暴 力	離 婚 問 題	家 庭 不 和	そ 他 子 供 の 問 題 等	売 春 強 要	ヒ モ 暴 力 団	そ 他	
1	0	2	6	1	44	15	2	17	0	0	3	91